

上場株式等に係る配当所得等に関する個人住民税額の算定誤りについて

平成17年度から平成30年度までの個人住民税について、特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得（以下「上場株式等に係る配当所得等」といいます。）に関する税額の算定方法に誤りがあることが判明しました。

町民の皆さま、納税者の皆さまにはご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。今後はこのような誤りが起こらないよう再発防止に万全をつくり、税務行政の信頼回復に努めてまいります。

1 原因

平成15年の地方税法関係規定の改正により、平成17年度以降、「上場株式等に係る配当所得等」に関する確定申告書が個人住民税の納税通知書送達後に提出された場合は、「上場株式等に係る配当所得等」を個人住民税の税額算定に算入できないこととされましたが、個人住民税の納税通知書送達後に確定申告書が提出された場合でも、「上場株式等に係る配当所得等」を確定申告書の内容に従い処理するものと誤って解釈したことによるものです。

2 発覚の経緯

他の自治体からの情報提供によるものです。

3 対象者数及び影響額

地方税法第17条の5の規定により、税額の増額は3年分（平成28年度から平成30年度まで）、税額の減額は5年分（平成26年度から平成30年度まで）が対象となります。これに基づき確認した結果、対象者数及び影響額は次のとおりです。

- | | | |
|----------------------|---------|---------|
| (1) 返納していただく方（税額が増額） | 3件（2人）計 | 44,033円 |
| (2) 還付となる方（税額が減額） | 3件（1人）計 | 93,900円 |

4 今後の対応

対象者の方には、訪問してお詫びと内容説明を行い、誤って還付した方については、還付額の返納をお願いし、減額となる方については、速やかに還付してまいります。また、個人住民税における所得等の変更により、国民健康保険税や介護保険料などに影響が生じる場合には、各担当課において調査のうえ、別途対応してまいります。

5 再発防止策

税制改正に伴う法令等の解釈や事務処理にあたり、関係機関への照会等により事務処理に万全を期すとともに、職員の専門知識の習熟を図り、法令に基づいた適正な税の賦課事務に努めます。

南知多町役場 総務部 税務課 住民税係

電話番号 0569-65-0711(内線145) FAX 0569-64-3005

メール zeimu@town.minamichita.lg.jp